

～大多喜町木造住宅耐震診断費補助事業を実施される方へ～

**必ず診断を実施する前に補助申請を行って下さい！**

**(診断実施後の補助申請は認められません)**

補助金の申請、実績報告等にあたり以下の書類が必要となりますので耐震診断を依頼する建築士等へもご周知願います。

**\*確認事項1\***

本補助事業の対象家屋は、昭和56年12月31日までに木造在来軸組構法により建築された一戸建て住宅、又は併用住宅（併用住宅の場合は居住の用に供する部分が当該住宅の半分以上の面積を有すること）で、2階建て以下の住宅です。

**\*確認事項2\***

補助金の額については、実際に耐震診断に要した費用、又は耐震診断を行う床面積1㎡につき、1,000円を乗じた額のいずれか低い方の額で、その額に2分の1を乗じた額、又は4万円の低い方の額です。

例：実際の耐震診断費用⇒10万円・・・①

診断床面積120㎡⇒12万円・・・②



①と②の低い方の額 = ①（10万円）



①の額の2分の1（5万円）と4万円の低い方の額 = 4万円



補助額 = 4万円

1. 申請時に必要な書類

診断の実施にあたり**必ず診断業者と契約書を取交して下さい。**

実績報告の際に契約書の写しが必要となります。

(1) 木造住宅耐震診断実施計画書（別記第1号様式）

⇒ 役場建設課にて用意してありますので、必要事項を記入下さい。また、診断を行う建築士の方にも用意していただく書類がございます。

- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書、その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する書類

⇒ 登記済家屋・・・当該家屋の権利証の写し、又は登記簿謄本の写し（法務局）

未登記家屋・・・固定資産課税台帳登録証明  
建築年月日を追記してもらうよう窓口  
で依頼して下さい。

（窓口：役場 税務住民課資産税係）

- (3) 木造住宅耐震診断の実施に要する見積書の写し  
(4) 木造住宅の平面図及び付近見取図

## 2. 実績報告時に必要な書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し

⇒ 建築士等が作成した書類です。

診断の結果が分かる物や今後の対策案等が記載されている物で、建築士等の署名、押印がなされている書類です。

- (2) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し  
(3) 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し

## 3. 補助金交付請求について

補助金交付請求書には、補助事業実施者本人の振込先口座番号を記入下さい。

## 4. 問合せ先 役場 建設課 管理係

TEL 82-2115